

議会のうごき

市 議 会 日 誌

(令和4年2月～5月)

2月

- 1日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、第52回桜島火山爆発総合防災訓練、桜島火山対策に係る令和3年度の取組等について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組について協議
- 8日 ○議運委 令和4年第1回定例会（会期日程、会議録署名議員）、新型コロナウイルス感染症対策、実施計画について協議

第1回定例会 令和4年第1回定例会は、2月14日から3月22日までの37日間にわたって開かれた。

この定例会では、一般会計・特別会計・企業会計の当初予算（総額4,745億8,700万円）をはじめとする予算に関する議案27件、条例その他の議案51件、計78件の議案を議決した。

このほか、「台湾の世界保健機構（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書」を可決するとともに、「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議」を可決した。

- 14日 ○本会議 第1回定例会の会期を37日間と決定。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第13号）など議案17件を一括上程。市長提案説明
- 15日 ○議会協議会 第六次鹿児島市総合計画第1期実施計画（令和4年度～令和6年度）について説明を受け、質疑
- 議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認、現年度関係議案の付託、追加議案について協議
- 16日 ○議運委 追加議案の取扱い、各会派団長への当局報告に係るのぐち議員の発言について協議
- 17日 ○本会議 個人質疑（2人）。議案17件を関係常任委員会に付託。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第14号）の議案1件を上程。市長提案説明。同議案を防災福祉こども委員会に付託
- 18日 ○総環委 令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第13号）の議案1件を審査し、原案可決。報告事項として、第二期鹿児島市シティプロモーション戦略ビジョンの素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市行政改革大綱の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、行政デジタル化推進事業（CIO補佐官業務）の進捗、（仮称）鹿児島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（第五次鹿児島市地域情報化計画）の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果、鹿児島市教育大綱の策定、

ネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略（改定素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果，第二次鹿児島市公共交通ビジョン（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果，第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け，質疑

○防福こ委 令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第13号）など議案4件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，第5期鹿児島市地域福祉計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果，第四次かごしま市食育推進計画の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果，「特定個人情報保護評価書」（全項目評価）の素案に係るパブリックコメント手続の実施，鹿児島市児童相談所等複合施設検討結果報告書，市立保育所・幼稚園の保育士・幼稚園教諭等（会計年度任用職員）の処遇改善について説明を受け，質疑

○市文委 工事請負契約締結の件など議案3件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，鹿児島市文化芸術推進基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果，第二次鹿児島市教育振興基本計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果，市立小・中学校におけるいじめの重大事態の発生及び申立て，「鹿児島市児童生徒の死亡事故に関する調査委員会報告書」の提言に対する教育委員会の主な取組について説明を受け，質疑

○産観企委 損害賠償の額の決定の件など議案9件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，第4期鹿児島市観光未来戦略（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果，第3期鹿児島市グリーン・ツーリズム推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果，看護職員等処遇改善事業の実施，「鹿児島市交通事業経営計画（令和3年度見直し）」（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果，市電・市バスのダイヤ改正等，民間事業者へ移譲したバス路線のダイヤ改正等について説明を受け，質疑

○建消委 損害賠償の額の決定及び和解に関する件など議案5件を審査し，いずれも原案可決。報告事項として，「第二次かごしま都市マスタープラン」の素案に係るパブリックコメント手続等の実施結果等について説明を受け，質疑

21日 ○議運委 2月22日の本会議運営，オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例の一部改正等について協議

22日 ○本会議 議案18件について，5常任委員長の審査報告。討論（1人）。令和3年度鹿児島市一般会計補正予算（第13号）の議案1件については，起立表決（電子表決）の結果，原案可決。その他の議案17件についても，いずれも原案可決。令和4年度鹿児島市一般会計予算など議案38件を一括上程。市長提案説明

25日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等，新年度関係議案の付託，請願・陳情の付託，オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例の一部改正等について協議

3月

1日 ○本会議 代表質疑（市民連合，自民党市議団，公明党）

○議運委 代表質疑発言通告について協議

- 2日 ○本会議 代表質疑（社民、立憲、日本共産党）
- 3日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例の一部改正等、決議案の取扱いについて協議
- 7日 ○本会議 決議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。個人質疑（5人）
- 議運委 個人質疑発言通告について協議
- 8日 ○本会議 個人質疑（5人）
- 9日 ○本会議 個人質疑（1人）。議案38件を関係常任委員会に付託。
- 10・11日
- 防福こ委 鹿児島市民生委員定数条例一部改正の件など議案7件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、鹿児島市国土強靱化地域計画（改定素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 建消委 町の区域の設定及び変更に関する件など議案6件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、「第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン」の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果等、鹿児島市個人住宅雨水貯留施設等設置事業助成金交付要綱の一部改正、鹿児島駅前広場の供用、「鹿児島市空き家等対策計画」の改定素案に係るパブリックコメント手続の実施結果等、子育て世帯向け住宅における住替制度等の見直し、地域活性化住宅建設事業の終了、鹿児島市幹線道路整備事業第8次計画（案）、生活道路におけるゾーン30の整備地区（案）について説明を受け、質疑
- 10・11・14日
- 総環委 辺地に係る総合整備計画の策定に関する件など議案11件を審査し、いずれも原案可決。請願1件を審査。報告事項として、第三次鹿児島市環境基本計画案、ゼロカーボンシティかごしま推進計画案、鹿児島市再生可能エネルギー活用計画案、第二次鹿児島市生物多様性地域戦略案、第四次鹿児島市一般廃棄物処理基本計画案について説明を受け、質疑
- 市文委 鹿児島市国民健康保険税条例一部改正の件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。性の多様性に関するアンケート結果、第3次鹿児島市男女共同参画計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑。
- 産観企委 鹿児島市中小企業振興基本条例制定の件など議案13件を審査し、いずれも原案可決。第3期鹿児島市農林水産業振興プランの策定、第2期鹿児島市商工業振興プランの策定、鹿児島市地域経済ビジョン（素案）に係るパブリックコメント手続の実施、鹿児島市立病院再整備計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、第2期鹿児島市病院事業経営計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果、「鹿児島市上下水道ビジョン」、「第2期鹿児島市上下水道事業経営計画」及び「中期財政計画（令和4年度～令和6年度）」の策定、「第2期鹿児島市船舶事業経営計画」（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
- 18日 ○議運委 追加議案の取扱い、委員会条例の一部改正議案の取扱い、会議規則の一部改正議案の取扱い、意見書案の取扱い、陳情の付託及び取扱い、閉会中の継続調査の件、3月

22日の本会議運営，議会改革，第25回渋谷・鹿児島おはら祭，大園（盛）議員の個人質疑における発言について協議

- 22日 ○本会議 教育委員会教育長の任命について同意を求める件など議案19件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。教育委員会教育長の任命について同意を求める件については，起立表決（電子表決）の結果，同意。その他の議案18件についても，いずれも同意。農業委員会委員の任命について同意を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和4年度鹿児島市一般会計予算など議案38件について，5常任委員長の審査報告。討論（1人）。令和4年度鹿児島市一般会計予算など議案10件については，起立表決（電子表決）の結果，いずれも原案可決。その他の議案28件についても，いずれも原案可決。鹿児島市議会委員会条例一部改正の件など議案2件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。陳情2件を一括上程。陳情1件については採択。陳情1件については不採択。請願等の閉会中継続審査及び調査の件を議決。下鶴市長あいさつ

4月

- 22日 ○総環委 請願1件を審査
- 市文委 陳情1件を審査。陳情第13号を不採択。報告事項として，桜島地域における小中一貫教育の取組状況，市立小学校におけるいじめの重大事態の発生について説明を受け，質疑
- 産観企委 陳情1件を審査。陳情第14号を不採択。報告事項として，観光農業公園生産用農場における事業者の公募，南国交通へ移譲したバス路線の運行計画の変更について説明を受け，質疑
- 25日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過，桜島火山の爆発回数及び降灰量等，桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応，令和4年度桜島火山対策事業費，桜島火山対策要望事項の国等の実施方針等及び令和5年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項（案），桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け，質疑。調査結果のまとめを行った結果，今後も引き続き調査を行うことを決定
- 26日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題，鹿児島港本港区の課題，河川改修，港湾整備，バイパス建設のその後の経過について説明を受け，質疑。調査結果のまとめを行った結果，今後も引き続き調査を行うことを決定
- 28日 ○議運委 委員外議員の取扱い，会派の結成及び異動等に伴う協議（会派等現況の確認，議運委員の会派割振り，常任委員の会派割振り，常任委員会正副委員長の会派割振り，特別委員及び同正副委員長の会派割振り，議会選出役職の会派割振り，議席，議員控室，議場内交渉係），令和4年第2回市議会臨時会，令和4年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職，議会改革，第25回渋谷・鹿児島おはら祭，令和4年福島県沖を震源とする地震による災害に対する本市議会の対応について協議

5月

13日 ○議運委 令和4年度常任委員・議会運営委員・特別委員及び議会選出各種役職の人選結果等、令和4年第2回市議会臨時会（議案の取扱い、会期日程、会議録署名議員、5月19日の本会議運営）、正副議長辞職表明、議会改革、議運の検討課題、新型コロナウイルス感染症対策について協議

17日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認について協議

第2回臨時会・・・会期1日

19日 ○本会議 第2回臨時会の会期を1日と決定。桜島爆発対策特別委員会及び都市整備対策特別委員会の中間報告。専決処分の承認を求める件など議案5件を一括上程。市長提案説明。個人質疑（1人）。委員会付託省略

○議運委 本日のこれからの本会議運営（第1号議案ないし第5号議案の表決方法及び討論、再開後の本会議運営）、議運の検討課題について協議

○本会議 専決処分の承認を求める件（鹿児島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の議案1件については、起立表決（電子表決）の結果、承認。その他の議案4件についても、いずれも原案可決・承認。陳情2件を一括上程。いずれも不採択

○議運委 正副議長の辞職願の取扱い（選挙の方法、開票立会人、議場内交渉係、再開後の議事日程）について協議

○本会議 日程追加の上、川越議長の辞職を許可。議長の選挙（議長に川越桂路議員が当選）。小森（の）副議長の辞職を許可。副議長の選挙（副議長に三反園輝男議員が当選）。各常任委員会及び議会運営委員会の委員を選任。日程追加の上、特別委員会の委員を選任。監査委員の選任について同意を求める件2件を急施事件として追加上程。いずれも同意

○総環委 正副委員長互選（委員長に崎元ひろのり委員、副委員長に藺田裕之委員）

○防福こ委 正副委員長互選（委員長に柿元一雄委員、副委員長に向江かほり委員）

○市文委 正副委員長互選（委員長に志摩れい子委員、副委員長に合原ちひろ委員）

○産観企委 正副委員長互選（委員長に平山タカヒサ委員、副委員長に瀬戸山つよし委員）。各種審議会等委員の選出

○建消委 正副委員長互選（委員長に大園たつや委員、副委員長に中元かつあき委員）。各種審議会等委員の選出

○桜島爆発 正副委員長互選（委員長に大森忍委員、副委員長に合原ちひろ委員）

○都市整備 正副委員長互選（委員長に中島蔵人委員、副委員長にまつお晴代委員）

○議運委 正副委員長互選（委員長に古江尚子委員、副委員長に伊地知紘徳委員）、委員外議員の取扱い、議場内交渉係、議会運営委員会引継ぎ案件、本日のこれからの本会議運営、令和4年第2回市議会定例会、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について協議

○本会議 各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の正副委員長互選結果の報告

(注) 略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

- 総 環 委・・・・・・・・・・総務環境委員会
- 防福こ委・・・・・・・・・・防災福祉子ども委員会
- 市 文 委・・・・・・・・・・市民文教委員会
- 産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会
- 建 消 委・・・・・・・・・・建設消防委員会
- 議 運 委・・・・・・・・・・議会運営委員会
- 桜島爆発・・・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会
- 都市整備・・・・・・・・・・都市整備対策特別委員会

令和 4 年第 1 回市議会定例会において可決された意見書

台湾の世界保健機構（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書

令 4. 3. 22 第 1 回定例会で可決
提 出 先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
外務大臣，厚生労働大臣
総務大臣

日本と台湾は重要なパートナーとして、文化・観光・経済など様々な分野で交流を行ってきており、日台相互間の人的往来は年々増加傾向にあります。

鹿児島との関係においても2012年には台湾との定期便が就航し、特に本市においては台湾からの宿泊観光客数が2017年には年間6万人を超え、現在、2018年に策定したネクスト“アジア・鹿児島”イノベーション戦略等により、アジアとの人・もの・情報の多面的な交流など、様々な主体が一体となって鹿児島の新たな活力を生み出すための取組を推進し、経済・文化・観光等の幅広い分野で交流を深めています。

このような中、台湾は、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に際して、いち早くウイルスを封じ込めるなど、感染拡大防止対策に最も成功している地域の一つであり、世界各国から高い評価を受けています。

一方で2009年以降、WHOの年次総会にオブザーバーとして参加し、保健衛生分野において国際貢献してきたにもかかわらず、2017年からは参加が認められていません。

WHO憲章は、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人権、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」と掲げており、この崇高な理念に照らしても、新型コロナウイルスの封じ込めに成功し、保健衛生分野での豊富な知見と経験を有する台湾のWHO参加を妨げるべきではありません。

よって、国におかれては、台湾のWHO参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加実現に向けての取組をこれまで以上に強化するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年第1回市議会定例会において可決された決議

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

令4.3.7 第1回定例会で可決

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を脅かす明白な国際法違反であり、断じて容認できない。

ロシアの一方的な侵略に対し、我が国をはじめとする国際社会は、あらゆる外交努力を行い、一日も早いウクライナの平和と安定を再構築しなければならない。

ここに、鹿児島市議会はロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での完全撤退を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年第1回市議会定例会において採択となった陳情

番 号	陳 情 第9号	受理年月日	令3. 11. 18
件 名	分煙環境整備について		
結 果	令和4. 3. 22第1回定例会で採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、本市において、病院、学校、子育て関連施設を除く所管する庁舎、観光・文化施設及び集客性を有するスポーツ施設、公園等の公共施設への喫煙場所の整備を推進するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、喫煙に係る基本的な考え方として、国は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の中で、「喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD、いわゆる慢性閉塞性肺疾患といったNCD、いわゆる非感染性疾患の予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の1つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である」としており、本市は、第二次鹿児島市健康増進計画の現状と課題の中で「たばこは、がん、循環器疾患、呼吸器疾患、特にCOPD、糖尿病、周産期の異常等の危険因子であり、喫煙者本人のみならず、受動喫煙により、周囲の人にも影響を与える」とし、分野目標として「たばこの健康への影響を理解し、受動喫煙防止に取り組む」と掲げている。このように、国及び本市共通して、喫煙は健康に対する危険因子であり、喫煙による健康被害を回避することが重要であるとしている。なお、望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法が改正され、喫煙を行う場合は、周囲の状況に配慮すること、病院や学校・行政機関の庁舎などは原則敷地内禁煙、それ以外の施設は原則屋内禁煙とすること、喫煙を認める場合は、病院や学校・行政機関の庁舎などでは必要な措置が取られた屋外に特定屋外喫煙場所の設置が、それ以外の施設の屋内では法令に基づいた喫煙室の設置が、それぞれ必要であり、特定屋外喫煙場所及び喫煙室には、その旨を知らせる標識の掲示が必要であること、20歳未満の人は喫煙エリアへの立入りを禁止することなどが定められた。</p> <p>また、本市公共施設における喫煙場所の整備状況については、479施設中、312施設が敷地内全面禁煙、167施設が喫煙場所を整備しており、このうち、病院、学校、子育て関連施設を除いた277施設中、110施設が敷地内全面禁煙、167施設が喫煙場所を整備している。</p> <p>喫煙場所の整備については、各施設の目的や利用状況、周辺環境などを総合的に勘案し、施設管理者が個別に判断すべきものではあるが、本市としては、喫煙は健康に対する危険因子であり、喫煙による健康被害を回避することが重要であると考えている。なお、利用者から喫煙場所整備の要望があり、そのことに関し、施設管理者から相談があった場合は、喫煙による健康への影響が懸念されることを伝えるとともに、健康増進法の規定にのっとり、望まない受動喫煙が生じることのないよう、施設管理者に対して助言や指導等を行っていきたいと考えているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、陳情の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。</p>			

令和4年第1回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第8号	受 理 年 月 日	令3.8.17
件 名	「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究と議会での議論及び住民への情報提供を求めることについて		
結 果	令和4.3.22第1回定例会で不採択		
付託委員会	防災福祉こども委員会		

(委員会における審査経過)

本件は、鹿児島市議会において、「川内原発20年運転延長」に伴う課題の調査・研究を早急に開始し、議会での議論及び住民への情報提供に取り組むよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方等について伺ったところ、九州電力においては、川内原発の20年運転延長に関連し、令和3年10月14日に「運転延長の可否を判断するための特別点検を実施したい」と表明され、同月18日から1号機の特別点検を実施しており、運転期間延長認可申請については、「今後、特別点検を行い、その結果等を踏まえた上で判断する予定」としていることから、今後とも九州電力の対応を注視していきたいと考えている。また、特別点検の結果内容については、「運転期間延長申請の可否判断の公表に合わせて公表することを検討したい」とのことであり、本市としては、鹿児島市民への情報提供等については、基本的には九州電力において取り組まれるものと考えている。

なお、県においては、原子力安全・避難計画等防災専門委員会に、川内原発の運転期間延長に関し、科学的・技術的検証を行うための分科会を新たに設置し、3年1月20日に第1回分科会が開催されたところである。本市は、UPZ圏内の市町として同分科会にオブザーバー参加しているが、同分科会における議論の内容については、県において鹿児島市民を含めた県民に対し、情報提供されるものと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「1点目に、20年運転延長について、住民は大変不安に思っており、市長も運転期間については40年が望ましいという姿勢ではあるが、いよいよ住民同意の結論を出していく段階に入っている中で、知事は、原発に批判的な意見を持つ専門家を1名ではあるが、県の専門委員会の特別委員として任命し、分科会を開催した。今後、専門家の方々が、原発の老朽化による問題点や課題を指摘されると考えるが、当局は県の専門委員会にオブザーバー参加しているものの、市民への情報提供は行わないという姿勢であり、市民は何が問題であるのか分からないことから、本市議会が住民に必要な情報を提供することが必要であると考えること。2点目に、避難計画が実効性ある計画かどうか検証が必要であると考えますが、当局は市民の安全性を確保するため、避難計画などについて必要な見直しを行っていく姿勢であった。この陳情は、20年運転延長の賛否を問うものではなく、20年運転延長に伴う課題について調査・研究を進め、不安を抱える市民へ課題の提供や情報提供を求めているものであり、市民にとって大変重要なことであると考えること。以上のような理由から、

本件については採択したい。」という意見、「川内原発の20年運転延長については、非常に技術的かつ専門的な問題であり、調査権限のない本市議会が、住民に対して、正確な情報提供を行うことは困難であると思料することから、本件については不採択としたい。」という意見、「今回の特別点検は、原子炉容器点検、原子炉格納容器点検及びコンクリート構造物点検など、かなり高い専門性や科学的、技術的な知見を踏まえての点検であること、また、既に県の原子力安全・避難計画等防災専門委員会に設置された分科会において、学識経験者等による検証のための議論が開始されたことを踏まえると、本市議会として調査・研究等を行うことについては限界があると考えることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

令和 4 年第 2 回市議会臨時会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 13 号	受 理 年 月 日	令 4. 3. 3
件 名	学生の部活動等（小・中・高校，スポーツ少年団等，広く学生スポーツの社会体育学習活動全般を含む）における根拠・効果が不透明な活動停止に反対することについて		
結 果	令和 4. 5. 19 第 2 回臨時会で不採択		
付託委員会	市民文教委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は，1 項＝まん延防止等重点措置等の適用下における学生の部活動等に限定した一律の活動停止や活動自粛の要請ではなく，各活動において感染症対策を行った上で活動を継続できるようにすること。2 項＝まん延防止等重点措置等の適用下における一律の学校・公共施設開放停止の制限を撤廃し，活動の有無は各団体において判断できるようにすること。また，活動への参加の有無は各家庭で行えるようにし，その判断を社会的に尊重すること。3 項＝今後，活動停止，施設利用停止等を指示するのであれば，今回及び過去の対策事例の効果を統計的・社会的に検証し，その結果を明示した上で，根拠ある明確な説明をすること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ，1 項＝学校保健安全法第 19 条及び第 20 条において，学校に感染をまん延させないための予防措置として，児童生徒に対する出席停止や臨時休業の措置を講じることができる旨が規定されているが，それらの措置に至る前に，各学校では消毒や換気，3 密の回避など基本的な感染症対策に加え，授業時間の短縮や学校行事の一部変更または中止などを行い，学校教育活動全体において新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めているところである。このような中，令和 3 年度は，市立中・高等学校において，6 月に 1 校，8 月に 1 校の部活動クラスターが発生し，6 月のクラスターでは，学校全体の臨時休業措置を講じざるを得ない事態に至り，8 月のクラスターでは，夏季休業中であったものの一定量の広がりを見せ，児童生徒や保護者等に大きな影響があった。その後，4 年 1 月 19 日には県内全域に爆発的感染拡大警報が発令され，同月 27 日からは，まん延防止等重点措置が適用された。さらには，市保健所及び市医師会から，感染者の急激な増加に伴い，PCR 検査体制や受入病床等が逼迫していることや，宿泊療養施設への入所者並びに自宅待機者が増加していること，また，児童生徒の感染拡大の防止及び児童生徒の感染拡大による家庭内や職場への感染拡大を防止する観点から，一時的な部活動の停止についての要請がなされた。なお九州県都市では，7 市中 5 市が本市と同様に部活動を停止しており，実施した 2 市のうち 1 市においては，個人的なトレーニングのみを認めていたが，テスト期間や修学旅行のため，実態としてはほとんど行っておらず，残りの 1 市は自校での練習のみが認められていた。</p> <p>本市としては，以上のことを踏まえ総合的に判断し，部活動等の停止措置を講じたところである。</p> <p>2 項＝学校の体育施設の開放については，鹿児島市立学校体育施設開放に関する規則では学校教育に支障のない範囲で行うことができると規定されており，スポーツ少年団等の使用により，</p>			

一たび感染者が発生した場合、学校教育に支障が生じる可能性があったことから、学校体育施設の開放を所管するスポーツ課に対し、開放の制限を行うよう依頼したところである。

3項＝部活動停止の効果については、4年1月からのまん延防止等重点措置期間の部活動等停止措置について、市保健所からは、感染者の爆発的な拡大を防止する上で一定の効果があったとの見解を、市医師会からは、今回は10代の子供たちの感染が多く、家庭に持ち帰って感染を広げたケースも見られたが、部活動等を一時的に停止することで一定の効果は得られたとの見解であった。また、3年8月から9月にかけての部活動等停止については、8月20日から9月30日まで、まん延防止等重点措置が発令されていた中、感染者の急激な増加を受け、本市では、8月26日から市立中・高等学校に対し、部活動等の停止措置を講じたところ、部活動等の停止措置後には感染者が減少してきており、学校での感染症対策を含め、一定の効果があったものと考えている。また、4年1月からのまん延防止等重点措置期間においては、前回の対策で一定の効果があったことを踏まえ、同様に他の対策と併せて部活動等の停止を行ったところであり、感染力の強いオミクロン株による感染拡大ということで最大限の警戒を行った結果、感染者数は増加傾向から緩やかな減少傾向に転じており、一定の効果が見られたものと推測しているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「一律の活動停止や活動自粛の要請に問題があるとの認識を以前から持っており、各学校においていろいろな状況や情報を踏まえ、綿密な話し合いの下、活動の存続や停止について総合的に判断できる部分が大いにあると感じている。また、3項の今回及び過去の対策事例の効果を統計的・社会的に検証し、その結果を明示することについては、全ての情報を検証することは難しいと思料するが、質疑を通じて、一定程度の情報をそろえて検証し、提供することがなされていないと感じている。今後の活動の存続や停止については、さらに意見を広く吸い上げた上での結論を出すために、一律ではないやり方を行うべきであると考えることから、本件については採択したい」という意見、「1項については、部活動の停止に至った経緯について、まん延防止等重点措置の期間において、部活動でのクラスターが発生した事例があったことや保健所及び医師会からの要請を受けたこと、また、児童生徒を守るという学校の立場等から部活動等の停止措置を講じており、一律の判断については、当時の事情として、やむを得なかったと考えること。2項については、学校体育施設開放の制限について、スポーツ少年団等の使用により、一たび感染者が発生した場合、学校教育に大きな支障を生じる可能性があったため、児童生徒や学校、そして家庭を守るというスタンスの下にとられた措置であると考えること。3項については、これまでの活動停止等は、保健所及び医師会の知見や変異株の状況などの情報、文部科学省の通達等によってなされたものであり、教育委員会独自で各種データを全て把握することは極めて難しく、これまでどおり、新たな知見があれば、その情報を関係者に提供する。また、保健所及び医師会からの情報や要請を受け、できる限りデータを把握した上で、今後対応していく旨の答弁があったこと。以上の理由から、本件については不採択としたい」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。

番 号	陳 情 第 14 号	受 理 年 月 日	令 4 . 3 . 3
件 名	学生の部活動等（小・中・高校，スポーツ少年団等，広く学生スポーツの社会体育学習活動全般を含む）における根拠・効果が不透明な活動停止に反対することについて		
結 果	令和 4 . 5 . 19 第 2 回臨時会で不採択		
付託委員会	産業観光企業委員会		
<p>（委員会における審査経過）</p> <p>本件は，1項＝まん延防止等重点措置等の適用下における学生の部活動等に限定した一律の活動停止や活動自粛の要請ではなく，各活動において感染症対策を行った上で活動を継続できるようにすること。2項＝まん延防止等重点措置等の適用下における一律の学校・公共施設開放停止の制限を撤廃し，活動の有無は各団体において判断できるようにすること。また，活動への参加の有無は各家庭で行えるようにし，その判断を社会的に尊重すること。3項＝今後，活動停止，施設利用停止等を指示するのであれば，今回及び過去の対策事例の効果を統計的・社会的に検証し，その結果を明示した上で，根拠ある明確な説明をすること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ，1項＝学校保健安全法第19条及び第20条において，学校に感染をまん延させないための予防措置として，児童生徒に対する出席停止や臨時休業の措置を講ずることができる旨が規定されているが，それらの措置に至る前に，各学校では消毒や換気，3密の回避など基本的な感染症対策に加え，授業時間の短縮や学校行事の一部変更または中止などを行い，学校教育活動全体において新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られている。このような中，令和3年度は，市立中・高等学校において，6月に1校，8月に1校の部活動クラスターが発生し，6月のクラスターでは，学校全体の臨時休業措置を講じざるを得ない事態に至り，8月のクラスターでは，夏季休業中であったものの一定量の広がりを見せ，児童生徒や保護者等に大きな影響があった。その後，4年1月19日には県内全域に爆発的感染拡大警報が発令され，同月27日からは，まん延防止等重点措置が適用された。さらには，市保健所及び市医師会から，感染者の急激な増加に伴い，PCR検査体制や受入病床等が逼迫していることや，宿泊療養施設への入所者並びに自宅待機者が増加していること，また，児童生徒の感染拡大の防止及び児童生徒の感染拡大による家庭内や職場への感染拡大を防止する観点から，一時的な部活動の停止についての要請がなされた。なお，教育委員会による九州県都市の調査によると，7市中5市が本市と同様に部活動を停止しており，実施した2市のうち1市においては，個人的なトレーニングのみを認めていたが，テスト期間や修学旅行のため，実態としてはほとんど行っておらず，残りの1市は自校での練習のみが認められていたとのことである。</p> <p>教育委員会においては，以上のことから，部活動等の停止措置を講じたところであり，この対応を踏まえ，スポーツ少年団事務局において，スポーツ少年団活動の自粛をお願いしたところである。</p> <p>2項＝学校の体育施設の開放については，鹿児島市立学校体育施設開放に関する規則では学校教育に支障のない範囲で行うことができると規定されており，スポーツ少年団等の使用により，一たび感染者が発生した場合，学校教育に支障が生じる可能性があったことから，教育委員会からの依頼を受け，開放の制限等を行ったところである。</p>			

3項＝部活動等停止の効果については、4年1月からのまん延防止等重点措置期間の部活動等停止措置について、市保健所からは、感染者の爆発的な拡大を防止する上で一定の効果があったとの見解を、市医師会からは、今回は10代の子供たちの感染が多く、家庭に持ち帰って感染を広げたケースも見られたが、部活動等を一時的に停止することで一定の効果は得られたとの見解であった。また、3年8月から9月にかけての部活動等停止については、8月20日から9月30日まで、まん延防止等重点措置が発令されていた中、感染者の急激な増加を受け、教育委員会が8月26日から市立中・高等学校に対し、部活動等の停止措置を講じたことに伴い、8月28日からスポーツ少年団へ活動自粛のお願いを、また、9月1日から学校体育施設の利用を中止したところ、部活動等の停止措置後には感染者が減少してきており、学校での感染症対策を含め、一定の効果があったものと考えている。また、4年1月からのまん延防止等重点措置期間においては、前回の対策で一定の効果があったことを踏まえ、同様に他の対策と併せて部活動等の停止を行ったところであり、感染力の強いオミクロン株による感染拡大ということで最大限の警戒を行った結果、感染者数は増加傾向から緩やかに減少に転じており、一定の効果が見られたものと推測しているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に添えないものとして不採択とすべきものと決定。